

クラス	TU310	担当教員	前原清隆
-----	-------	------	------

テーマ	子どもと法
-----	-------

著書・論文 研究課題等	<p><これまでの仕事から> 論文「学校制度と教育基本権」 論文「未来への責任と憲法」 共著書『新・あたらしい憲法のはなし』日本評論社 共著書『子どもと法』法律文化社（3月刊行予定） <今勉強していること> 南米エクアドル憲法の Buen Vivir (=Good Living=良き生)、自然の権利規定</p>
----------------	--

ゼミナール概要

キーワード：家庭における子どもと法；学校における子どもと法；社会における子どもと法

目的、内容、方法、授業計画等：

「子どもと法」のテーマのもとに、家庭、学校、社会における子どもに関する法を学びます。ゼミ教員の専門分野は「憲法」ですが、「子どもと法」について学ぼうとすれば、より広く、民法、児童福祉法、児童虐待防止法、少年法、子どもの権利条約などにも関心をもつ必要があります。また法の建前だけでなく、社会の現実にも視野を広げる必要があります。

◎「家庭における子どもと法」では、家族、親子に関する法の基本と、「児童虐待」などの現実と法の仕組みを学びます。

◎「学校における子どもと法」では、教育に関する法の基本と、「いじめ」、「不登校」、「障害児の学ぶ権利」などの現実と法の仕組みを学びます。

◎「社会における子どもと法」では、「少年非行」などの現実と法の仕組みを学びます。

さて、上に書いたことは一案に過ぎません。じっさいのテーマは、ゼミ生自身の意思と希望で決まります。18歳選挙権、成人年齢の引き下げ、少年法適用年齢の引き下げ、フリースクール法案など、ほかにも面白そうなテーマがあるように思います。

参考までにみなさんの先輩が取り組んだテーマの一部を紹介します。

- ブラックバイト対処法
- 障害者の政治参加の権利と現実
- テレビドラマに見る男女関係と家族のすがたの変遷
- 出生前診断と法

担当教員からのメッセージ

2016年は日本国憲法が公布されて70周年です。その節目に意義あるゼミ活動ができれば、憲法担当教員としてうれしく思います。

このゼミを希望しないとしても、「子どものしあわせ」のために学び働くことを目標にしている子ども発達学部の学生のみなさんは、子どものしあわせの大前提である平和と人権を基本原理とする憲法を大切にして欲しいと願います。